

# 平成29年度養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム整備に係る事前協議の基本方針

## 1 趣旨

熊本県老人福祉施設整備計画等事前協議実施要項（以下「要項」という。）第5条に基づき、平成29年度における養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム整備に係る事前協議の基本方針を次のとおり定める。

## 2 事前協議の対象

要項第2条に定める事前協議の対象は、次に掲げる利用者の生活環境の向上のための増築又は改築とする。

- (1) 養護老人ホームの整備は、居室が全て個室であること。
- (2) 特別養護老人ホームの整備は、原則、個室ユニットであること。

## 3 留意事項

### (1) 市町村との協議について

整備予定地の市町村と当該計画についての協議を行った事実が確認できる「協議実績確認書」が発行されている計画であること。

### (2) 行政法令上の土地使用制限について

農地法や都市計画法等に基づく必要な許可等が見込まれる計画であること。

なお、補助事業採択決定後、土地の使用に係る農地法や都市計画法等に基づく必要な許可等が得られない場合には、事業決定を取り消すものであること。

### (3) 土地の安定的な使用の確保について

所有権や賃借権の確保、抵当権の解除等、土地の安定的な使用が確保若しくは予定されている計画であること。

### (4) 整備計画の変更

事前協議書提出後は、原則として整備計画の変更はできない。

### (5) 施設整備等審査会

事前協議書に係る施設整備は、県所管の施設整備等審査会における協議結果に基づき、補助金の交付対象とすることの適否を決定する。

なお、施設整備等審査会の結果（補助金の交付対象の適否）は、平成29年3月末までに通知する。

## 4 事前協議のスケジュール（予定）

平成28年 8月 9日 事業予定者・市町村担当者説明会

10月 7日 事前協議書提出締切

以降 ヒアリング及び現地調査

施設整備等審査会

事業者選定（H29年3月末までに審査結果を通知）

補助額内示

補助金事務説明会